

事務事業名 筑紫野市災害時等要援護者支援事業

出力日：令和08年03月16日

キーコード：1583

施策：	17	地域共生社会の推進	財務コード	01030101-17-137
基本事業：	01	地域で支えあい、助けあう仕組みづくり	担当部	健康福祉部
基本事業の成果指標	身近な近所づきあいができている市民の割合 地域内の助けあいによって見守られている人の数 災害等が発生した際に支援を必要とする人が近くにいることを認識している市民の割合		担当課	生活福祉課
			担当係	地域福祉担当



事務事業が貢献すべき成果

計画年度	平成23年度 ~		新規・継続	継続	会計区分	一般会計	実施計画		
1. 対象（誰、何に対して事業を行うのか）			2. 手段（事務事業の内容、やり方、手順）						
<ul style="list-style-type: none"> ・75歳以上の高齢者 ・要介護、要支援認定者 ・療育、身体障がい、精神障がい及び知的障がいの障がいの程度が一定以上の者 ・その他、災害避難時の一連の行動に支援を要する者 			筑紫野市災害時等要援護者支援制度実施要綱に基づき、対象者を登録する。 【手順】 ・登録を希望する対象者が申出書を市に提出することにより、災害時等要援護者登録台帳に登録する。 ・市は、地区の民生委員・児童委員、区長、コミュニティ運営協議会及び自主防災組織に台帳の副本を交付する。 ・交付された台帳により日頃の見守り活動等を行う。 コミュニティ運営協議会、自主防災組織への交付は、市と個人情報に関する協定を締結したところに限る。						
3. 意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）									
対象のうち希望者を台帳に登録することで、把握することができ、日頃の見守りや災害発生時等に共助による支援を受けることができる。									
4. 成果（簡易評価は未記入）									
成果指標名称		単位	05年度	06年度	07年度	08年度	09年度	10年度	目標
			実績	実績	当初	要求	計画	計画	
要援護者登録数		人	2,129	1,998	2,500	2,500			2,500
支援者充足率（支援者数 / 要援護者数）		%	25	27	35	35			100
5. コスト									
事業費		計	千円	448	446	1,573	515		
		国	千円	0	0	0	0		
		県	千円	0	0	0	0		
		地方債	千円	0	0	0	0		
		その他	千円	0	0	0	0		
一般		千円	448	446	1,573	515			
正職員人工数		人工	0.65	0.45	0.4				
正職員人件費		千円	5,080	3,610	3,352				
トータルコスト(事業費 + 正職員人件費)		千円	5,528	4,056	4,925	515			
6. 成果状況及びコメント（簡易評価は未記入）									
あがっている		指標A <状況>要援護者登録数は、横ばい。 <原因>令和3年度以降微増していたが、死亡・転出者等で微減となっている。							
どちらかといえばあがっている		指標B <状況>支援者充足率は、横ばい。 <原因>令和6年度登録数が微減しているが、支援者数はほぼ変わりなく充足率は微増した。							
あがっていない（停滞・低下）									
7. 評価及びコメント（簡易評価は未記入）									
対象動向	維持	類似事業	なし						
手段効率化余地	なし	コスト削減余地	なし						
公的関与	妥当性がある	受益者負担	余地なし						
上位貢献度	影響度は中	業務推進課題	なし						
成果向上余地	小さい								
8. 改善改革案（簡易評価は必要な場合のみ記入）			改善方向性		維持 見直し 廃止 事業終了				
改革案/期待する成果/必要性/推進スケジュール/必要な費用（維持/事業終了の場合は記入する必要なし）									
必要な人に支援が届くように、また制度を担っていただいている地域の皆様にご理解をいただけるよう、現行の災害時等要援護者支援制度を改正していくためコミュニティ、区長、民生委員・児童委員にアンケートを行った。その結果から制度の改正を進めている。避難行動要支援者名簿の制度へ移行できるよう所管課と協議・検討を進めていく。									
事業開始背景及び現在の環境変化（市民・議会等の要望）			備考・特記事項 or 進行管理欄						
地震や豪雨災害などで高齢者や障がい者などが多く被災する中、平成23年度に事業を開始した。国は平成25年度には避難行動要支援者名簿規定を創設、令和3年度には個別避難計画の作成を市町村に努力義務化している。			民生委員・児童委員と区長等とで市からの情報に差があり、地域内での連携に問題があったため、令和7年4月に改正し、民生委員・児童委員、区長、コミュニティ運営協議会、自主防災組織等と同じ情報を渡すように改正している。						